

## 各分科会が分担することが考えられる論点（案）

### 第1分科会

- 刑の全部の執行猶予制度の在り方
- 自由刑の在り方
- 若年受刑者に対する処遇原則の明確化，若年受刑者を対象とする処遇内容の充実，少年院受刑の対象範囲及び若年受刑者に対する処遇調査の充実
- 社会内処遇に必要な期間の確保

### 第2分科会

- 宣告猶予制度
- 罰金の保護観察付き執行猶予の活用
- 若年者に対する新たな処分
- 少年鑑別所及び保護観察所の調査・調整機能の活用

### 第3分科会

- 起訴猶予等に伴う再犯防止措置の在り方
- 保護観察・社会復帰支援施策の充実
- 社会内処遇における新たな措置の導入
- 施設内処遇と社会内処遇との連携の在り方
- 少年鑑別所及び保護観察所の調査・調整機能の活用